

放送分野における外資規制等に係る法令改正に対する意見

政令案 省令案 訓令案	ページ番号	該当箇所	意見
全体	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 民放連は、外資規制が実効的に機能するには、行政と放送事業者の双方にとって合理的で過度の負担とならない仕組みであることが重要と指摘してきました。総務省においては、今後もこうした観点から規定内容の見直しや実務作業の簡素化などを適時適切に検討のうえ、放送事業者の負担軽減を図っていただきたいと思います。
放送法施行規則等の一部を改正する省令案	27～83頁 111～161頁	放送法施行規則別表第六の一号地上基幹放送の業務認定申請書等 無線局免許手続規則別表第二号第1基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書等	<ul style="list-style-type: none"> 外資議決権比率に関する事項に関して、現行制度では申請者が上場会社等以外の場合、日本人株主および日本法人について集計する方法が規定されており、これは合理的かつ実効性があるものです。 今回の省令改正案では、申請者が上場会社等かどうかによらず、外国法人等および外資系日本法人について集計する形に一本化する方針が示されました。しかしながら上場会社等以外の場合においては、実務作業の負担軽減や、制度の継続性等の観点から、従来の集計方法も引き続き併存させ、選択可能とすることが適切と考えます。
放送法施行規則等の一部を改正する省令案	5頁、10頁 85頁	放送法施行規則第62条第3項、第185条第3項 電波法施行規則第6条の3の2第3項	<ul style="list-style-type: none"> 民放連は間接出資について、出資状況を正確かつ網羅的に把握することが難しいケースや著しい事務負担となるケースがある旨を指摘し、合理的で過度の負担とならない仕組みを構築するよう要望してきました。 こうした観点から、外国法人等が複数の外資系日本法人を経由して地上基幹放送事業者等の議決権を保有している場合の計算方法において、外資系日本法人が占める地上基幹放送事業者等の議決権割合が千分の一以上であるものに限り算入する旨の規定は、より高い議決権割合に変更していただきたいと思います。

<p>放送法施行規則等の一部を改正する省令案</p>	<p>6頁、12頁 87頁</p>	<p>放送法施行規則第81条の2、第210条の2 電波法施行規則第42条の2</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 電波法および放送法の改正を経て、今回の省令改正により、外資規制違反の状況や受信者の利益に及ぼす影響等を勘案し、必要があると認めるときは、期間を定めて違反の是正を求める制度が導入されることに賛成します。 • 外資規制の違反はあってはならないことですが、万が一違反状態が判明した場合に、免許や認定を直ちに取り消すのではなく、放送を継続しながら是正を可能とすることは、何よりも受信者の利益に適うものです。また外資規制に抵触する要因は必ずしも放送事業者に帰責するとは限らないことから、総務省は違反に至った状況を丁寧に確認し、適切に勘案していただきたいと考えます。
----------------------------	----------------------------	---	--